

国内における生物多様性オフセットの動向

田中 章研究室

0931210 丸山 恭平

1. 研究の背景と目的

米国では、1969年に環境アセスメント法が制定され、人間活動に対しての唯一の緩和政策として、代償ミティゲーションが確立された。この代償ミティゲーションは、生物多様性オフセットとして、ノーネットロス政策と共にその手法と概念は、53ヶ国以上に伝播していることが分かっている（田中、大田黒 2010）。

1997年に制定された環境影響評価法のなかでは、回避、低減、代償というミティゲーションの種類と優先順位が示された。しかし、事業者としては回避しても低減しても残る悪影響を、どうい理由で代償しなければいけないのか、どこまで代償しなければいけないのか、その根拠と程度が不明なために実質的な代償ミティゲーションの実施は極めて限られたものになっている（田中、大田黒 2008）。愛知県では代償ミティゲーションの導入を COP11 で発表し、また日本経団連生物多様性宣言には生物多様性オフセットの概念が組み込まれており地方自治体と民間企業において生物多様性オフセットに対する動向が活発化している。

そこで、本研究では生物多様性オフセットの概念を部分的に盛り込んだ地方自治体の条例や制度、日本経団連生物多様性宣言推進パートナーズの CSR や環境保全措置から事例を収集し、日本における生物多様性オフセットの現状を把握することを目的とした。

2. 研究方法と研究期間

既存文献及び企業の CSR 報告書及び環境報告書、インターネットから調査を行った。

研究期間は 2012 年 4 月から 2013 年 1 月までとした。

3. 研究結果

3-1. 生物多様性オフセットの定義

生物多様性オフセットとは、開発行為などで失われる自然やハビタットを復元、創造、増強することによって、当該地域全体の自然やハビタットの質と量を一定あるいはそれ以上にしようとする行為のことである（図 1）。

生物多様性オフセットには、ミティゲーションの優先順位がある。ミティゲーションの優先順位とは、開発によって自然や野生生物のハビタットに悪影響を及ぼすところが環境アセスメントなどで判明した場合、まず回避する検討を行う。回避の検討は、全面回避、時間的回避、空間的回避、部分的回避の順序で検討されなければならない。回避しても残存する悪影響がある場合には、その悪影響を出来るだけ最小化する。最後に回避、最

小化しても残存する悪影響に対しては、最後の手段として消失する自然の質及び量を「代償」する。

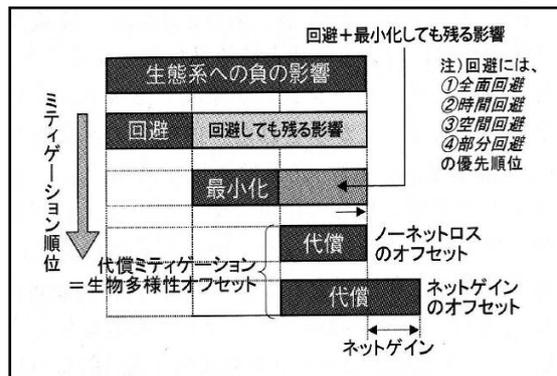


図 1 ミティゲーションの優先順位
引用：田中（2010）

3-2. 日本における生物多様性オフセットの位置づけ

環境影響評価法、生物多様性国家戦略、日本経団連生物多様性宣言のなかでも、生物多様性オフセットの概念はそれぞれ組み込まれており、日本でも国や企業において生物多様性オフセットは、重要な位置づけとなってきている。

1) 環境影響評価法

環境影響評価法の中の生物多様性オフセットの概念は、「環境影響評価に基づく基本的事項第 3 条環境保全措置指針に関する基本的事項」に記載されている。ここでは、回避、低減、代償というミティゲーションの種類と優先順位が示されているが、これらの間を厳密に区分出来るものではないとされている（環境省 2009）（表 1）。

表 1 環境影響評価法のミティゲーションの種類

種類	内容	
回避	行為（環境影響要因となる事業行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避すること。また、重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないこと	
低減	最小化	行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化すること
	修正	影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復することにより影響を修正すること
	軽減/消失	行為期間中、環境の保護及び維持管理により、時間を経て生じる影響を軽減又は消失させること
代償	損なわれる環境要因と同種の環境要素を創出することなどにより、損なわれる環境要素の持つ環境保全の観点からの価値を代償するための措置のこと	

出典：環境省（2009）を基に作成

2) 生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略においては、日本の生物多様性の現状の課題として、第一の危機として挙げられている、人間活動や開発による生物多様性の危機に対しては、回避、低減、劣化する生態系を再生することが必要であるとしている。

3) 日本経団連生物多様性宣言

日本経団連生物多様性宣言の行動方針 3-2 には実質的に生物多様性保全に資する事業活動に努め、生物多様性の経済的評価に基づく取引や代替手段、オフセット等の利用は慎重に行うことと記載されている。

3-3. 日本における生物多様性オフセットの類似事例

1) 生物多様性パートナーシップの企業の環境保全措置

生物多様性パートナーシップの企業 350 社中 250 社で環境保全措置が確認され、その活動件数の合計は 324 件確認された。

一番多い保全措置は森林・里山の保全・整備、順に事業所の緑化、野生生物種の保全、生物多様性行動方針、寄付活動、評価手法となった。

各件数は表 2 に分類は表 3 に示した。森林・里山の整備活動では社有林での整備活動と地方自治体による企業の森づくり制度等に参加し整備活動を行う企業が確認された。ついで多かったのは事業所の緑化・ビオトープ造成であり事業所の新設時、または既存の事業所に緑化を行う活動が確認された。野生動植物の保全は、自社工場や事業所開発の際に生態系への影響がでる場合、移植や生態系の改変を回避する活動が確認された。企業独自の生物多様性行動方針などにミティゲーションの優先順位を記載した企業が確認された。寄付活動では企業の売り上げの一部または、基金を設立し環境 NPO や財団法人に寄付し環境保全活動を支援する活動が確認された。また、企業独自の評価手法を開発し、事業所内の緑地の生態系の貢献度を評価している活動が確認された。

2) 地方自治体の条例

各都道府県には環境影響評価条例が制定されており、環境影響評価技術指針には回避・最小化・代償が明記されている都道府県は 36 件回避・低減のみ記載は 5 件、優先順位の記載がない指針が 6 件確認された。他にも環境保全、自然公園、野生動植物に関する条例には事業者の責務として環境負荷を低減することや条例を違反した者に対して、その行為の中止や原状回復を命ずることができることと記載されている。政令指定都市でも都道府県と同じく環境保全、自然公園、野生動

植物に関する条例があり、内容はほとんど変わらなかった。市では、埼玉県志木市の自然再生条例には回避・最小化・代償が明記された条例が確認された。また愛知県も 2012 年に開かれた COP11 で代償ミティゲーションと生態系ネットワークを組み合わせた「あいち方式」を発表し近い将来の制度化を検討している。

4. 結論と考察

現在では、国内に生物多様性オフセットの制度がないため自然環境が消失し続けてきたが、経団連の生物多様性宣言や愛知県のあいち方式など、企業や地方自治体が自主的に生物多様性に配慮し、自らよりよい制度や保全措置を行い始めていることが明らかになった。

生物多様性パートナーシップの企業の生物多様性行動方針にはミティゲーションの優先順位やノーネットロス（No Net Loss）を明記する企業が存在しているため、最小化にとどまっている環境保全措置も将来的には代償措置が多く取られるのではないかと考えられる。

また愛知県が地方自治体で初めて代償ミティゲーションを制度化したため、これを足掛かりに今後このような地方自治体が多くでることに期待したい。

表 3 環境保全措置の分類と内容

分類	内容
森林・里山整備	企業の社有林での保全・整備活動、地方自治体での企業の森づくり制度等による森林や里山の保全・整備活動事例
事業所緑化	事業所や工場を新設する際または、既存の事業所や工場に緑化やビオトープを造成する事例
野生動植物の保全	野生動植物の保全を目的に種の移植、種の保護、生息地の改変を回避または、新たな生息地を創出する事例
生物多様性行動方針	企業の生物多様性の配慮を掲げている独自の行動方針や、生物多様性宣言、企業目標などにミティゲーションの優先順位（回避・最小化・代償）が記載されている事例（回避のみ、回避・最小化のみも可）
寄付・基金	企業が環境保全を目的としている NPO や財団法人に寄付を行い、間接的に環境保全措置に関わる事例
評価手法	企業が生態系や緑地の定量的評価を目的に評価手法を独自に開発し、使用している事例

【主要引用文献】

- 田中章, 大田黒信介 (2010) 戦略的な緑地創成を可能にする生物多様性オフセット～諸外国における制度化の現状と日本における展望～都市計画, Vol59, No5, 18-25.
- 田中章, 大田黒信介 (2008) 諸外国における自然立地のノーネットロス政策の現状. 環境アセスメント学会 2008 年度研究発表会要旨集, 47-51.
- 環境省 (2009) 生物の多様性分野の環境影響評価技術 (Ⅲ) 生態系アセスメントの進め方について (平成 13 年 9 月)

表 2 生物多様性宣言推進パートナーズの環境保全措置と件数

保全措置	森林・里山整備	事業所緑化	野生動植物の保全	生物多様性行動方針	評価手法	寄付・基金	合計
件数	127 件	78 件	57 件	37 件	9 件	16 件	324 件